

発行所 愛媛県喜多郡 長濱町役場 印刷所 岸本印刷所

拠出制国民年金制度

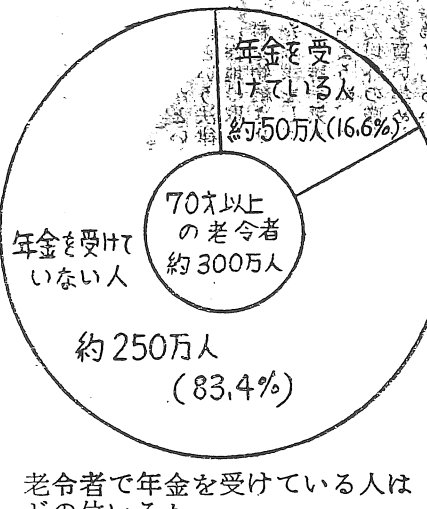
保険料の追納と還付

前月号では七月に行なわれる世帯調査および保険料の納付、前納制度などについて申し上げましたが、今回は保険料の追納および還付などの制度につき説明いたします。

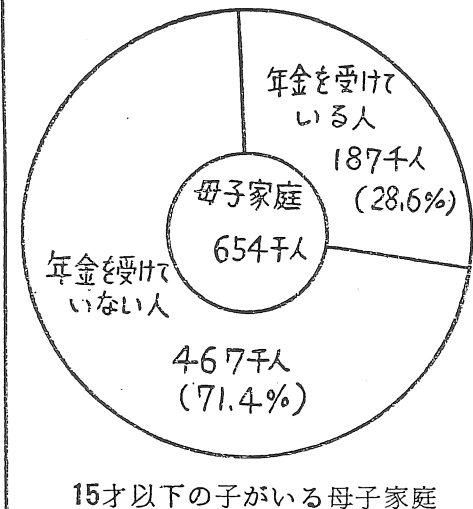
★ 保険料の追納
保険料の負担能力のある人が二年間納めないうときは、定額により保険料を免除され、時効となり、この期間の保険料を後より納めることは納める能力ができた場合に出来ません。

★ 保険料の還付
この制度においては原則として年金給付を受けられなかつた人の保険料は返さないようになつております。これは本来社会保険制度というものが、最少の保険料をもつて最も必要とされる給付を重点的に厚くするものであることが要請されるので、国民年金においても生きていく限り生活の保障をして、国民生活の安定をはかつていくことを目的としていたためです。年金を納めた人については、納めた年金を支給し、一家の柱である夫が死亡して妻が残されたら、子どもが育つまで、

知事の承認を受けて十年までさかのぼつて、その免除を受けた保険料相当額を現金で追納する、ということによって、保険料を納めた年数が多くなり、それだけ年金額が多くなることとなる訳です。



老令者で年金を受けている人はどの位いるか



15才以下の子がいる母子家庭



夏の防犯運動 長浜町警部派出所

八月九日投票日

伊予灘海区漁業調整委員会委員選挙

来る八月九日執行される海区漁業調整委員は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体として漁業生産力を開発させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とするものであります。この選挙に投票すること

事業税納期～8月31日 (松山県事務所) 本年度事業税第一期分の納期が参りました。徴税令書は本年月中旬頃にお届けしますが、家業に何かと御多忙のことと考へますので、あらかじめ御準備願ひまして令書が届き次第早目に伊予銀行又は郵便局へ納め下さいませようお願いします。

夏の防犯運動

長浜町警部派出所

- 一、盗難防止
1 怪しい者によく注意して人相や服装、特徴等をよく覚えておきましょう。
2 被害にかゝつたら現場はそのまゝすぐ警察へ届けましょう。
3 自転車には必ず「カギ」をかけましょう。
- 二、性犯罪防止
1 夜間の一人歩きはやめましょう。
2 アベックは恐喝の手頃な「エサ」です。夜ふけて公園や淋しい所へ行かないようにしましょう。
3 寝ている所を外からのぞかれないように気を付けましょう。
- 三、暴力犯罪防止
1 警察は届けた人の秘密を守り、身辺の保護にも気をつけておきますから安心して届けて下さい。
2 夜おそくまで飲み歩いていると、ゆすられたり、けんかを売られたりしますから注意しましょう。
3 いやがらせなどをおそれて届けをしない被害者は益々ふえる一方です。必ず届け出をしましょう。

道路を広く使う運動

最近道路環境の実態を調べてみるに、市街地農村を問わずこの狭い道路を車庫がわりに使つたり、物を置いたりして勝手に使用し、いやが上にも狭くしている状況で、まず此のような身近にある悪い習慣をなくすようにいたしましょう。

記

- 一、交通の妨害とならぬから自動車は、市街地や町では交差点やバス停留所などへ駐車しないように致しましょう。
- 二、交通量の多い町内やせまい道路で駐車したり、夜間道路上に車を置くことは危険ですから止めましょう。
- 三、商店街では自転車を雑雑に置かないよう注意し、いつもきちんと整理しましょう。
- 四、お店等の看板、看板類や「はた」や「のぼり」は交通の邪魔にならないよう改めましょう。
- 五、日よけや雨よけのテントは自動車の離合などの邪魔にならないようヒカ目につけましょう。
- 六、道路上の荷物や荷さばきは交通妨害となりやすから止めましょう。
- 七、道路上の「遊ギ」は危険ですから止めましょう。
- 八、道路での物品販売や工事をする場合は警察の許可を受けてからいたしましょう。
- 九、夜間自転車に乗る時には必ず灯火をつけましょう。

昭和35年度保険税がきまりました

厚生課

かねてより御協力を頂いております本町国保事業の昭和三十四年度決算見込みは、より好転した実績を示し保健財政の健全化と給付改善等の向上のため、更に一歩一歩進められている現状にあります。

さて、昭和三十五年度中に皆様方の納めて頂く保険税額はこの程確定し、別途配布致しました保険税納付令書により、御了知と御願ひを申し上げます。

もともと保険税の決定は、その一年間に必要な保険給付費に応じて税総額が決められる事となっております。課税の方法は前年と同様で、税率等は①町民所得割額の百分の五十②固定資産税額の百分の四十③世帯平等割額八百円④人头割額二百五十円と云う仕組みになつており、この乗率をもつて算出されております。

なお、本年度は、先の法の改正等に併い実施することとされた。①助産費支給の増額と②葬祭費の新たな支給等に要する費用の増額がみられますが、これに対しての全般的税の増額は行わず現行のまゝとし、交付金、負担金等の運用を併せて行うこととしております。

亦年度当初四、五、六月の三ヶ月間に暫定額を以つて納付された分の過不足額は、この七月以降毎月により割賦調整されております。本税の確定については右の通りでありますから、何卒今後ともよろしく御協力のほどをお願い致します。

その他御不審の点が御座いましたら役場税務課又は厚生課へお申し下下さい。

新しい農業委員が決まりました

去る七月十五日執行された長浜町農委委員選挙は、第一、第二選挙区とも無投票で当選が決定しました。

尚当選者の氏名は次の通り。

第一選挙区
東 政頼(黒田) 中見 富隆(今坊) 亀井 幸(青島) 河内作右衛門(柳生) 西岡 勝(須沢) 渡邊 保(沖浦) 池田 正史(出海) 山口喜久夫()

第二選挙区
矢野 千鶴(下須戒) 佐田 清() 大田 春明(豊茂) 久保 宮男() 坂石 美明(白滝) 竹内 明登(戒川) 三秋 俊雄(柴) 桜田 和夫()

「國保から」届出をして下さい

本町国保事業については日頃格別な御協力を賜わり深謝致しております。

ついては日常この業務運営上に保業者(町)、被保険者(皆さん)ともに、是非必要なる事項を守られなければならない事があるように思われまふので、今後はこの点充分御注意頂きます様お願い致します。

なおこれは、お互いの権利、義務と併行して是非行われなければならない事であるには被保険者皆様方にも不利な事でもありません。何卒よろしく御協力を御願ひ申し上げます。

一、届出申告事項
① 被保険者の出生、死亡、転出、転入、婚姻による移動の場合、その日から十日以内に

二、請求、申請事項
① 請求者(世帯)の世帯主が死亡したときは、葬祭費として若干円が支給されます。
② 同様世帯の被保険者が死亡したときは、葬祭費として若干円が支給されます。

右の請求手続きについては何時の場合も保険証と印鑑がいりますから、それを持って役場に申出下さい。

★ 備考
尚届出が遅れたり、これを全然しない場合は、規定により戸籍簿と同様若干円以下の料に附せられることとなつております。

新農補助事業の割当が決定されました

昭和三十五年度実施の長浜第二地域事業が内容審査の結果承認され実施の運びとなりました。事業量は左記のとおりです。

○ 柿早共同作業所一棟一八千円。○ 大和養協共同利九、七五坪事業費四十一万八千円。○ 白滝一の潤簡易貯水場二七二平方米及木炭倉庫一棟八坪 事業費五十二万五千円。○ 鎌久保共同給水施設一式、事業費四十七万八千円。

